

## 神戸市公立大学法人職員給与規則

2023年4月1日

規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023年4月規則第28号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第2条に規定する職員に適用する。ただし、就業規則第17条に規定する職員を含むものとする。

(給料)

第4条 給料は、正規の労働時間による労働に対する報酬であって、各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤労に関する条件を考慮したものでなければならない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 大学教育職給料表（別表第1）
- (2) 高等専門学校教育職給料表（別表第2）
- (3) 一般職給料表（別表第3）

2 神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号）第3条第2項で規定する短時間勤務職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を同規則第3条第1項で規定する一般の職員の労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支払)

第6条 この規則に基づく給料は、その全額を通貨で直接職員に払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給料を支給する際、給料から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 法第24条第1項ただし書の協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があったときは、その者に対する給料の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、その月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げるものとする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、理事長が別に定めるものについては、前条第1項に規定する期間の末日まで給料を支給することができる。

3 前2項の規定（前項ただし書に係る部分を除く。）により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から神戸市公立大学法人職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則（2023年4月規則第36号。以下「労働時間規則」という。）第9条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の給料は、理事長が別に定める初任給基準に従い決定する。

(昇給等の基準)

第10条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

2 前項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

3 職員の昇給は、理事長が定める日（以下「昇給日」という。）に、理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させるときの昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 60歳以上の職員（大学の教員に限る。）、58歳以上の職員（高等専門学校の教員に限る。）又は55歳以上の職員（大学の教員と高等専門学校の教員とを除いた職員に限る。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 9 就業規則第17条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき12,000円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（配偶者が前号に該当する場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（配偶者が第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 職員に対して地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当（理事長が定める額を除く。）及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域手当の月額は、年齢に伴う生計費等を配慮して特別の調整を行う必要があると認めるときは、前項の額に理事長が別に定める額を加算した額とすることができる。

- 4 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 地域手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料調整手当)

第14条 給料調整手当は、教員の業務内容等に応じ給料を調整する手当として、業務量手当及び大学院手当を支給する。

- 2 業務量手当は、教員の授業・研究活動・その他業務にかかる業務量に応じて支給する。業務量は、1年間毎週授業を1時限行う場合の業務量を基本単位（以下「ユニット」という。）として計測し、ユニット数が一定の量（以下「標準ユニット数」という。）を超える場合には、超えたユニット数に単価を乗じた金額を支給する。ただし、標準ユニット数に満たない場合には、満たないユニット数に単価を乗じた金額を給料から減額する。

- (1) ユニット単価の月額は、教授19,000円、准教授・講師18,000円、助教17,000円とする。

- (2) その他業務量の測定、標準ユニット数及び支給方法等については、理事長が別に定める。

- 3 大学院手当は、大学院研究科の授業の実施及び指導学生の有無に応じて次のとおり支給する。

- (1) 博士課程において授業を実施し、かつ指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授26,000円、准教授・講師19,000円、助教14,000円とする。

- (2) 博士課程において授業を実施せず、指導学生がある場合の大学院手当の月額は、教授16,000円、准教授・講師11,000円、助教9,000円とする。

- (3) 博士課程において授業を実施し、指導学生がない場合の大学院手当の月額は、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

- (4) 修士課程において授業を実施する場合の大学院手当の月額は、指導学生の有無にかかわらず、教授10,000円、准教授・講師8,000円、助教5,000円とする。

- (5) その他支給方法等については、理事長が別に定める。

- 4 給料調整手当は、その月分を翌月20日に支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、職員でその住居に係る費用を負担していると認められるものに支給する。

- 2 住居手当の支給区分及びその月額は、世帯主又はこれに準ずる者のうち神戸市内に居住する者については4,000円（借家又は借間を住居としている者であって、第6項に規定するもののうち神戸市内に居住する者については19,000円、神戸市外に居住する者については15,000円）を超えない範囲内において、理事長が定める。

- 3 前項に規定するこれに準ずる者とは、世帯主以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) その居住する住居を借り受け、又は所有する者
  - (2) 主としてその収入によって当該世帯の生計を支えていると認められる者
- 4 前3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、住居手当を支給しない。
- (1) 同一世帯において、住居手当の支給を受けている職員がいる場合
  - (2) 同一世帯において、理事長が定める者で住居手当に相当する手当の支給を受けている者がいる場合
  - (3) 職員の居住する住居が神戸市の宿舎である場合
- 5 住居手当は、同一世帯の構成員が職員の居住する住居に係る費用の負担をその雇  
用者から受けている場合には支給しないことができる。
- 6 第2項に規定するものとは、次の第1号から第4号の要件を満たすものとする。
- (1) 住居を借り受けている者が職員又は職員の扶養親族であること。
  - (2) 借り受けている住居が次のアからエに該当しないこと。
    - ア 神戸市の宿舎
    - イ 扶養親族が所有する住居
    - ウ 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居  
住している住居
    - エ 職員又は扶養親族以外の者が借り受け、居住している住居
  - (3) 借り受けている住居が自ら居住するための住居であること。
  - (4) 家賃を支払っていること。ただし、敷金、礼金、光熱水費、共益費等は家賃に含  
まない。
- 7 新たに職員となった者又は職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至  
った場合若しくは住居、住居表示又は同居者の変更等があったときは、その居住の実  
状をすみやかに理事長に届け出なければならない
- 8 職員は、住居、住居表示又は支給区分の変更により第1項の職員でなくなったと  
きは、理事長に届け出なければならない。
- 9 住居手当の支給は、新たに職員となった者が第1項の職員たる要件を具備すると  
きははその者が職員となった日、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至  
ったときはその日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日  
の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した  
ときはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、住居手当を支給されている職員  
が同項の職員たる要件を欠くに至ったときはその事実の生じた日の属する月（これ  
らの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただ  
し、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実

の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

- 10 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、理事長が特別の定めをするものを除くほか次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては29,800円、使

用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると理事長が認めるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額とする。
- 5 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前2項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務地を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から、当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して、理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められないときは、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単



身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 職員が通常の業務の他に、外国語学部長、学生支援部長、教務部長、外国学研究所長、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、地域連携推進センター長、国際交流センター長、神戸グローバル教育センター長、大学図書館長及び役員付執行スタッフの職を兼ねるとき、又は心身に著しい負担を与えると認められる職務に従事したときに、特殊勤務手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、特殊勤務手当を支給しない。

2 特殊勤務手当は次に掲げる額とする。ただし、第12号から第16号は高等専門学校の教員にのみ適用する。

- |  |            |
|--|------------|
| (1) 外国語学部長   | 月額70,000円  |
| (2) 学生支援部長   | 月額70,000円  |
| (3) 教務部長   | 月額70,000円  |
| (4) 外国学研究所長  | 月額70,000円  |
| (5) 大学図書館長   | 月額30,000円  |
| (6) 教職支援センター長  | 月額30,000円  |
| (7) キャリアサポートセンター長  | 月額30,000円  |
| (8) 地域連携推進センター長  | 月額30,000円  |
| (9) 国際交流センター長  | 月額30,000円  |
| (10) 神戸グローバル教育センター長  | 月額30,000円  |
| (11) 役員付執行スタッフ   | 月額10,000円  |
| (12) 学校が計画又は実施する行事において泊を伴う学生の引率指導                              | 1回5,100円   |
| (13) 学校が指定する対外運動競技等において学生等を引率して行う指導の職務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの | 1回5,100円以内 |
| (14) 学校の管理下で行われる部活動指導における学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの       | 1回3,600円以内 |
| (15) 入学試験における受験者の監督、採点又は合否判定の職務                                | 1回900円     |
| (16) 宿日直業務   | 1回4,400円以内 |

3 特殊勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 その他支給方法等については、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第19条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が指定するものについて、その職務の特殊性に基き、その職にある者に対し、管理職手当を支給することができる。ただし、理事等役員には、管理職手当を支給しない。

2 管理職手当の支給を受けることとなる職及びその職にある職員に対する月額に掲げる額以内とする。

|                |          |
|----------------|----------|
| (1) 高等専門学校長    | 107,000円 |
| (2) 大学事務局次長    | 107,000円 |
| (3) 事務室長       | 107,000円 |
| (4) 課長及び担当課長   | 89,000円  |
| (5) 教務主事及び学生主事 | 55,000円  |

3 管理職手当は、その月分を当月20日に支給する。

4 その他管理職手当の支給方法については、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 前条の規定に基づく理事長が指定する職にある職員で、管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して、理事長が定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日に理事長が定める労働をしたときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に100分の150の範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第21条 職員が労働しないときは、労働時間規則第9条に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇による場合その他その労働しないことにつき特に承認（神戸市公立大学法人育児休業等に関する規則（2023年4月規則第39号。以下「育児休業等規則」という。）第20条第1項に規定する育児短時間勤務、同規則第25条に規定する育児部分休業の承認及び労働時間規則第13条第1項に規定する介護時間の承認を除く。）（以下本条中「特別承認」という。）があった場合を除くほか、その労働しない時間1時間につき、第25条に規定する労働1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の特別承認は、次の各号に定める基準によって理事長が労働しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

(1) 神戸市公立大学法人職員職務専念義務の免除に関する規則（2023年4月規則第

38号。以下本号中「職免規則」という。)第2条各号(同規則第2条第3号の規定に基づく場合にあつては理事長が別に定めるものに限る。)の規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日(ただし、職免規則第2条第4号③にあつては、1週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日)

(2) 職員と生計を一にする親族の葬祭、分娩又は職員の親族の風水震火災等による災害、その他の私事故障により勤務しないとき。

そのつど必要と認める時間又は日(当該年度内を通じて10日間を限度とする。)

3 減額すべき給与額は、給料、地域手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。

4 前項の場合において、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期以降の計算期間において支給する当該給与から減額することができないときは、その他の未支給の給与から減ずるものとする。

5 職員が、承認がなくて労働しなかった時間数、育児短時間勤務、介護部分休業の承認を受けて労働しなかった時間数及び介護休業の承認を受けて労働しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算する。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の労働時間外に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に正規の労働時間外にした次の各号に掲げる労働の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日(次条第2項の規定により正規の労働時間中に労働した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における労働 100分の125

(2) 前号に掲げる労働以外の労働 100分の135

2 正規の労働時間外に労働することを命ぜられ、正規の労働時間外にした労働の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて労働した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150(その労働が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 時間外勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

4 時間外勤務手当の支給の基礎となる労働時間数は、当該月分をそれぞれ支給率の異なる部分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上

は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(休日勤務手当)

第23条 職員には、正規の労働時間が割り振られた日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき第25条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日が労働時間規則第11条の規定に基づき他の日に振り替えられた職員には、当該休日については、休日勤務手当は支給しない。

3 休日勤務手当は、その月分を翌月20日に支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第24条 前2条の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(労働1時間あたりの給与額)

第25条 労働1時間あたりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の労働時間に52を乗じたものから職員の休日(各年度の4月1日から翌年3月31日までにおける国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日のうち、週休日と重なる日を除く日数の合計)に7.75を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日又は12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、6月1日に在職する職員(当該基準日前1か月以内に退職し、又は死亡をした職員を含む。以下この項において同じ。)に支給する場合においては理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。

4 第2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした職員にあっては、退職をし、若しくは解雇され、又は死亡をした日現在)における職員の給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第5条第4号に規定する一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級以上であるもの及びこれと同等であると考慮しうるものとして、理事長が定めるもの並びに一般職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、これに相当する者として理事長が定めるものの算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を超えない範囲内で、職務段階等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）を加算した額とする。

第27条 前条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する理事長が定める期末手当を支給する日（以下これらの日を「支給日」という。）の前日までの間に就業規則第36条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第18条第5号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を

生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかったとき。
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合において、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 この規則に定めるほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。  
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職をし、若しくは就業規則第18条第1号の規定により解雇され、又は死亡をした職員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、算定基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、理事長が別に定める。
- 4 第26条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第29条第2項」と、同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第4項に準用する前項」と読み替えるものとする。
- 5 この規則に定めるほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 第27条及び第28条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び第28条において同じ。）から」と、同条第4号中「次条第1項」とあ

るのは「第29条第6項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80（再雇用職員にあっては、給料及び地域手当のそれぞれの100分の80を上限とする額で理事長が定めるもの）を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、就業規則第13条第1項第3号に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従いこれに給料、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は支給しないことができる。

6 就業規則第13条第1項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業期間中の給与等)

第31条 育児休業等規則第3条第1項に規定する育児休業及び同規則第16条に規定する出生時育児休業をしている期間については、給与等を支給しない。

2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるときは、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰したときの昇給については、理事長が別に定める。

(介護休業期間中の給与等)

第32条 介護休業等規則に規定する介護休業をしている期間については、給与等を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業期間中の給与等)

第33条 自己啓発等休業規則に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与等を支給しない

2 前項に規定するもののほか、自己啓発等休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業期間中の給与等)

第34条 配偶者同行休業規則に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与等を支給しない

2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業をする職員に関し必要な事項は、別に定める。

(神戸市からの派遣職員の給与)

第35条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、神戸市から派遣された職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、神戸市職員の給与に関する条例その他神戸市の関係規定の定めるところにより算定した額を支給する。

(研修期間中の給与)

第36条 神戸市外国語大学特別研修制度規程(2010年6月規程第4号)に規定する特別研修に従事する職員の給与については、同規程の定めるところにより算定した額を支給する。

(施行の細目)

第37条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程(2007年4月規程第13号)は、廃止する。
- 3 2023年3月31日において神戸市職員に対する期末手当などの支給に関する条例(昭和28年6月神戸市条例第23号)の適用を受けている職員で、引き続き神戸市公立大学法人の職員となったものの期末手当等の支給については、当該職員のこの規則の適用を受ける職員としての在職期間に神戸市職員としての在職期間を通算する。

附 則

- 1 心身の故障による休職者の給与を定めた第30条第2項及び第3項については、こ



の条項の施行状況を踏まえ今後再検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、2024年7月1日から施行する。
- 2 第10条第5項の施行日から2028年3月31日までの間においては、次の各号に該当するものに対する改正後の同条同項の適用については、「0号給」とあるのは、「1号給」とする。
  - (1) 大学の教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの
  - (2) 高等専門学校教員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの
  - (3) 前2号以外の職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの
- 3 別表第3は、2024年7月1日から施行し、2024年4月1日から適用する。

別表第1 (第5条関係) 大学教育職給料表(1)

| 職員の区分      | 職務の級    | 1 級      | 2 級      | 3 級      | 4 級      |
|------------|---------|----------|----------|----------|----------|
|            | 号給      | 給料<br>月額 | 給料<br>月額 | 給料<br>月額 | 給料<br>月額 |
| 再雇用職員以外の職員 |         | 円        | 円        | 円        | 円        |
|            | 1       | 210,900  | 263,000  | 307,800  | 370,000  |
|            | 2       | 213,100  | 265,300  | 311,300  | 372,200  |
|            | 3       | 215,300  | 267,500  | 314,800  | 374,400  |
|            | 4       | 217,400  | 269,700  | 318,300  | 376,600  |
|            | 5       | 219,500  | 271,500  | 321,800  | 378,800  |
|            | 6       | 221,200  | 273,400  | 324,000  | 381,000  |
|            | 7       | 223,100  | 275,200  | 326,100  | 383,200  |
|            | 8       | 225,000  | 276,800  | 328,300  | 385,400  |
|            | 9       | 226,900  | 278,600  | 330,300  | 387,600  |
|            | 10      | 229,000  | 280,300  | 332,000  | 390,100  |
|            | 11      | 230,900  | 282,100  | 333,900  | 392,300  |
|            | 12      | 232,900  | 283,900  | 335,600  | 394,400  |
|            | 13      | 235,100  | 285,400  | 337,000  | 396,300  |
|            | 14      | 237,500  | 287,600  | 339,000  | 398,800  |
|            | 15      | 239,900  | 289,900  | 341,100  | 401,300  |
|            | 16      | 242,100  | 292,000  | 343,000  | 403,700  |
|            | 17      | 244,600  | 294,400  | 345,100  | 406,000  |
|            | 18      | 247,100  | 296,700  | 347,300  | 408,700  |
|            | 19      | 249,500  | 298,900  | 349,700  | 411,200  |
|            | 20      | 251,900  | 301,200  | 351,800  | 413,600  |
|            | 21      | 253,900  | 303,400  | 353,500  | 415,800  |
|            | 22      | 255,800  | 305,600  | 355,600  | 418,200  |
|            | 23      | 257,700  | 307,900  | 357,700  | 420,800  |
| 24         | 259,500 | 310,100  | 359,700  | 423,400  |          |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 25 | 261,600 | 312,100 | 361,700 | 425,700 |
| 26 | 263,100 | 314,400 | 363,500 | 428,100 |
| 27 | 264,700 | 316,300 | 364,900 | 430,500 |
| 28 | 266,200 | 317,900 | 366,600 | 433,100 |
| 29 | 267,800 | 319,900 | 368,400 | 435,500 |
| 30 | 269,800 | 321,900 | 370,400 | 438,000 |
| 31 | 271,700 | 324,100 | 372,300 | 440,500 |
| 32 | 273,400 | 326,000 | 374,300 | 443,100 |
| 33 | 274,800 | 327,800 | 376,300 | 445,600 |
| 34 | 276,600 | 329,900 | 378,100 | 448,000 |
| 35 | 278,500 | 331,900 | 379,700 | 450,500 |
| 36 | 280,200 | 334,000 | 381,200 | 452,900 |
| 37 | 282,100 | 335,800 | 383,100 | 455,200 |
| 38 | 284,400 | 337,500 | 384,800 | 457,800 |
| 39 | 286,600 | 339,100 | 386,600 | 460,300 |
| 40 | 288,800 | 340,600 | 388,400 | 462,600 |
| 41 | 290,700 | 342,300 | 390,200 | 464,800 |
| 42 | 292,800 | 344,500 | 392,000 | 467,200 |
| 43 | 294,900 | 346,600 | 394,000 | 469,600 |
| 44 | 296,900 | 348,500 | 395,600 | 471,800 |
| 45 | 298,700 | 350,300 | 397,000 | 474,300 |
| 46 | 300,600 | 352,300 | 398,800 | 476,800 |
| 47 | 302,500 | 354,200 | 400,600 | 479,300 |
| 48 | 304,300 | 355,900 | 402,400 | 481,800 |
| 49 | 306,400 | 357,600 | 404,200 | 484,100 |
| 50 | 307,700 | 359,500 | 406,000 | 486,600 |
| 51 | 309,400 | 361,300 | 407,900 | 489,100 |
| 52 | 310,700 | 363,000 | 409,700 | 491,500 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 53 | 311,900 | 365,000 | 411,200 | 493,900 |
| 54 | 313,200 | 367,000 | 412,800 | 496,300 |
| 55 | 314,600 | 368,900 | 414,500 | 498,700 |
| 56 | 316,000 | 370,800 | 416,200 | 501,000 |
| 57 | 317,400 | 372,600 | 418,000 | 503,300 |
| 58 | 318,500 | 374,600 | 419,500 | 505,600 |
| 59 | 319,400 | 376,500 | 421,200 | 507,900 |
| 60 | 320,600 | 378,500 | 422,800 | 510,300 |
| 61 | 321,600 | 380,300 | 424,200 | 512,400 |
| 62 | 322,700 | 382,100 | 425,800 | 514,500 |
| 63 | 323,900 | 383,900 | 427,400 | 516,600 |
| 64 | 325,000 | 385,500 | 428,700 | 518,700 |
| 65 | 325,900 | 386,800 | 429,800 | 520,900 |
| 66 | 327,100 | 388,500 | 431,200 | 522,800 |
| 67 | 328,400 | 390,100 | 432,700 | 524,800 |
| 68 | 329,600 | 391,700 | 433,900 | 526,800 |
| 69 | 330,700 | 393,400 | 435,200 | 528,500 |
| 70 | 332,000 | 394,800 | 436,500 | 529,800 |
| 71 | 333,300 | 396,100 | 437,900 | 531,200 |
| 72 | 334,700 | 397,500 | 439,300 | 532,600 |
| 73 | 336,000 | 398,700 | 440,300 | 533,900 |
| 74 | 337,200 | 400,000 | 441,700 | 535,000 |
| 75 | 338,500 | 401,400 | 443,100 | 536,100 |
| 76 | 339,700 | 402,600 | 444,500 | 537,300 |
| 77 | 340,700 | 403,600 | 445,500 | 538,400 |
| 78 | 342,000 | 404,600 | 446,600 | 539,600 |
| 79 | 343,300 | 405,500 | 447,700 | 540,700 |
| 80 | 344,600 | 406,400 | 448,900 | 541,600 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 81  | 345,900 | 407,300 | 450,200 | 542,200 |
| 82  | 347,100 | 408,200 | 451,100 | 543,200 |
| 83  | 348,400 | 409,000 | 452,100 | 544,100 |
| 84  | 349,600 | 409,900 | 453,000 | 545,000 |
| 85  | 350,600 | 410,500 | 454,000 | 545,800 |
| 86  | 351,800 | 411,300 | 454,700 | 546,700 |
| 87  | 353,000 | 412,100 | 455,400 | 547,600 |
| 88  | 354,100 | 412,900 | 456,200 | 548,500 |
| 89  | 355,200 | 413,500 | 457,000 | 549,400 |
| 90  | 356,500 | 414,300 |         | 550,400 |
| 91  | 357,800 | 415,100 |         | 551,300 |
| 92  | 359,000 | 415,900 |         | 552,200 |
| 93  | 360,000 | 416,500 |         | 553,000 |
| 94  | 360,600 | 417,300 |         | 553,800 |
| 95  | 361,100 | 418,100 |         | 554,500 |
| 96  | 361,600 | 418,700 |         | 555,300 |
| 97  | 362,200 | 419,400 |         | 556,100 |
| 98  |         |         |         | 556,900 |
| 99  |         |         |         | 557,700 |
| 100 |         |         |         | 558,400 |
| 101 |         |         |         | 559,100 |
| 102 |         |         |         | 559,800 |
| 103 |         |         |         | 560,500 |
| 104 |         |         |         | 561,200 |
| 105 |         |         |         | 561,800 |
| 106 |         |         |         | 562,400 |
| 107 |         |         |         | 563,000 |
| 108 |         |         |         | 563,600 |

|               |     |         |         |         |         |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|
|               | 109 |         |         |         | 564,000 |
|               | 110 |         |         |         | 565,100 |
|               | 111 |         |         |         | 566,200 |
|               | 112 |         |         |         | 567,300 |
|               | 113 |         |         |         | 568,400 |
|               | 114 |         |         |         | 569,600 |
|               | 115 |         |         |         | 570,700 |
|               | 116 |         |         |         | 571,800 |
|               | 117 |         |         |         | 572,800 |
|               | 118 |         |         |         | 574,000 |
|               | 119 |         |         |         | 575,100 |
|               | 120 |         |         |         | 576,200 |
|               | 121 |         |         |         | 577,200 |
| 再雇<br>用職<br>員 |     | 273,900 | 294,300 | 331,000 | 403,000 |

別表第2（第5条関係） 高等専門学校教育職給料表

| 職員の区分      | 職務の級    | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            | 号給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再雇用職員以外の職員 |         | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|            | 1       | 183,300 | 221,600 | 260,600 | 330,300 | 464,400 |
|            | 2       | 185,600 | 223,600 | 262,900 | 333,500 | 466,900 |
|            | 3       | 187,900 | 225,500 | 265,200 | 336,700 | 469,400 |
|            | 4       | 190,200 | 227,300 | 267,200 | 339,900 | 471,900 |
|            | 5       | 192,300 | 229,100 | 269,100 | 343,200 | 474,400 |
|            | 6       | 194,700 | 231,100 | 270,900 | 346,000 | 476,800 |
|            | 7       | 197,200 | 232,800 | 272,700 | 348,800 | 479,100 |
|            | 8       | 199,400 | 234,500 | 274,300 | 351,600 | 481,500 |
|            | 9       | 201,700 | 236,400 | 275,900 | 354,500 | 483,900 |
|            | 10      | 204,200 | 238,500 | 277,800 | 356,800 | 486,300 |
|            | 11      | 206,700 | 240,600 | 279,900 | 359,200 | 488,700 |
|            | 12      | 209,100 | 242,500 | 281,900 | 361,500 | 491,100 |
|            | 13      | 211,700 | 244,600 | 283,700 | 363,400 | 493,200 |
|            | 14      | 213,700 | 246,800 | 285,900 | 365,500 | 495,700 |
|            | 15      | 215,700 | 248,900 | 288,000 | 367,600 | 498,200 |
|            | 16      | 217,600 | 251,000 | 290,000 | 369,600 | 500,600 |
|            | 17      | 219,600 | 253,100 | 291,900 | 371,500 | 502,800 |
|            | 18      | 221,300 | 255,100 | 294,000 | 373,100 | 505,200 |
|            | 19      | 223,000 | 257,100 | 296,100 | 374,500 | 507,500 |
|            | 20      | 224,600 | 258,900 | 298,200 | 376,200 | 509,800 |
|            | 21      | 226,500 | 260,500 | 300,100 | 377,900 | 512,000 |
|            | 22      | 227,800 | 262,300 | 302,300 | 380,300 | 514,100 |
|            | 23      | 229,000 | 264,000 | 304,300 | 382,600 | 516,200 |
|            | 24      | 230,300 | 265,600 | 306,500 | 384,800 | 518,200 |
|            | 25      | 231,600 | 267,300 | 308,600 | 387,100 | 520,200 |
|            | 26      | 233,200 | 269,100 | 311,200 | 389,600 | 522,000 |
|            | 27      | 234,800 | 271,000 | 313,900 | 391,800 | 523,800 |
| 28         | 236,300 | 272,700 | 316,500 | 393,900 | 525,600 |         |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 29 | 237,900 | 274,300 | 319,000 | 396,200 | 527,200 |
| 30 | 239,700 | 276,100 | 321,600 | 398,600 | 528,500 |
| 31 | 241,600 | 278,000 | 324,500 | 401,000 | 529,800 |
| 32 | 243,300 | 279,900 | 327,100 | 403,400 | 531,000 |
| 33 | 245,100 | 281,800 | 329,800 | 405,700 | 532,000 |
| 34 | 246,700 | 283,700 | 332,900 | 408,200 | 533,200 |
| 35 | 248,300 | 285,700 | 336,000 | 410,700 | 534,400 |
| 36 | 250,000 | 287,700 | 339,100 | 413,000 | 535,600 |
| 37 | 251,500 | 289,300 | 342,100 | 415,400 | 536,700 |
| 38 | 252,900 | 291,400 | 344,100 | 418,000 | 537,900 |
| 39 | 254,300 | 293,300 | 346,100 | 420,600 | 539,100 |
| 40 | 255,600 | 295,300 | 348,300 | 423,200 | 540,300 |
| 41 | 257,000 | 297,100 | 350,100 | 425,500 | 541,200 |
| 42 | 258,600 | 299,400 | 352,100 | 428,100 | 542,200 |
| 43 | 260,200 | 301,700 | 353,900 | 430,700 | 543,200 |
| 44 | 261,800 | 304,000 | 356,000 | 433,100 | 544,300 |
| 45 | 263,200 | 306,200 | 358,000 | 435,400 | 545,300 |
| 46 | 264,900 | 309,000 | 360,100 | 438,000 | 546,200 |
| 47 | 266,600 | 311,700 | 361,900 | 440,400 | 547,100 |
| 48 | 268,000 | 314,100 | 363,700 | 442,900 | 548,000 |
| 49 | 269,700 | 316,700 | 365,600 | 445,300 | 549,000 |
| 50 | 270,800 | 319,200 | 367,300 | 447,800 |         |
| 51 | 271,900 | 321,700 | 369,300 | 450,300 |         |
| 52 | 273,000 | 324,300 | 371,300 | 452,700 |         |
| 53 | 274,000 | 326,800 | 373,100 | 455,100 |         |
| 54 | 275,100 | 328,800 | 375,100 | 457,500 |         |
| 55 | 276,100 | 331,100 | 377,000 | 459,700 |         |
| 56 | 277,100 | 333,500 | 379,000 | 462,000 |         |
| 57 | 278,100 | 335,700 | 380,700 | 464,400 |         |
| 58 | 279,200 | 337,700 | 382,600 | 466,600 |         |
| 59 | 280,300 | 339,700 | 384,500 | 468,800 |         |
| 60 | 281,300 | 341,600 | 386,500 | 470,900 |         |
| 61 | 282,200 | 343,100 | 388,300 | 472,900 |         |
| 62 | 283,200 | 345,000 | 390,200 | 474,500 |         |
| 63 | 284,400 | 346,700 | 392,100 | 476,100 |         |



|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 64 | 285,500 | 348,400 | 393,900 | 477,700 |
| 65 | 286,700 | 350,300 | 395,700 | 479,400 |
| 66 | 287,900 | 352,000 | 397,600 | 480,900 |
| 67 | 289,100 | 354,000 | 399,500 | 482,500 |
| 68 | 290,300 | 355,800 | 401,300 | 484,000 |
| 69 | 291,500 | 357,700 | 403,100 | 485,100 |
| 70 | 292,600 | 359,600 | 404,700 | 486,600 |
| 71 | 293,500 | 361,300 | 406,300 | 488,100 |
| 72 | 294,600 | 363,200 | 408,000 | 489,600 |
| 73 | 295,700 | 364,900 | 409,500 | 490,800 |
| 74 | 297,000 | 366,800 | 411,100 | 492,300 |
| 75 | 298,200 | 368,800 | 412,700 | 493,800 |
| 76 | 299,300 | 370,700 | 414,200 | 495,100 |
| 77 | 300,000 | 372,400 | 415,700 | 496,400 |
| 78 | 301,100 | 374,300 | 417,200 | 497,800 |
| 79 | 302,100 | 376,100 | 418,600 | 499,300 |
| 80 | 303,200 | 378,000 | 420,100 | 500,700 |
| 81 | 304,400 | 379,300 | 421,800 | 502,100 |
| 82 | 305,500 | 381,000 | 423,300 | 503,200 |
| 83 | 306,700 | 382,800 | 424,700 | 504,300 |
| 84 | 307,900 | 384,600 | 426,200 | 505,400 |
| 85 | 309,100 | 386,200 | 427,700 | 506,400 |
| 86 | 310,300 | 388,100 | 428,900 | 507,500 |
| 87 | 311,500 | 389,900 | 430,000 | 508,600 |
| 88 | 312,700 | 391,700 | 431,100 | 509,700 |
| 89 | 313,600 | 393,200 | 432,000 | 510,600 |
| 90 | 314,600 | 394,900 | 433,100 | 511,500 |
| 91 | 315,700 | 396,500 | 434,200 | 512,600 |
| 92 | 316,700 | 398,200 | 435,300 | 513,700 |
| 93 | 317,900 | 399,700 | 436,200 | 514,600 |
| 94 | 318,800 | 401,400 | 437,200 | 515,500 |
| 95 | 319,600 | 403,200 | 438,200 | 516,200 |
| 96 | 320,500 | 404,800 | 439,200 | 517,000 |
| 97 | 321,300 | 406,400 | 440,100 | 517,700 |
| 98 | 322,100 | 407,300 | 440,900 | 518,500 |

|             |     |         |         |         |         |  |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|--|
|             | 99  | 322,900 | 408,200 | 441,700 | 519,300 |  |
|             | 100 | 323,700 | 409,200 | 442,200 | 520,100 |  |
|             | 101 | 324,600 | 410,000 | 442,600 | 520,700 |  |
|             | 102 | 325,400 | 410,800 | 443,200 | 521,500 |  |
|             | 103 | 326,200 | 411,600 | 443,800 | 522,200 |  |
|             | 104 | 326,900 | 412,400 | 444,400 | 522,900 |  |
|             | 105 | 327,500 | 413,000 | 444,900 | 523,400 |  |
|             | 106 | 328,100 | 413,500 |         | 524,100 |  |
|             | 107 | 328,600 | 414,200 |         | 524,800 |  |
|             | 108 | 329,200 | 414,900 |         | 525,500 |  |
|             | 109 | 329,700 | 415,600 |         | 526,100 |  |
|             | 110 |         | 416,300 |         | 526,700 |  |
|             | 111 |         | 417,000 |         | 527,400 |  |
|             | 112 |         | 417,600 |         | 528,100 |  |
|             | 113 |         | 418,400 |         | 528,800 |  |
|             | 114 |         | 419,000 |         | 529,400 |  |
|             | 115 |         | 419,600 |         | 530,000 |  |
|             | 116 |         | 420,200 |         | 530,600 |  |
|             | 117 |         | 420,800 |         | 531,100 |  |
|             | 118 |         | 421,500 |         | 531,700 |  |
|             | 119 |         | 422,100 |         | 532,200 |  |
|             | 120 |         | 422,800 |         | 532,700 |  |
|             | 121 |         | 423,200 |         | 533,300 |  |
|             | 122 |         |         |         | 533,900 |  |
|             | 123 |         |         |         | 534,500 |  |
|             | 124 |         |         |         | 535,100 |  |
|             | 125 |         |         |         | 535,500 |  |
|             | 126 |         |         |         | 536,500 |  |
|             | 127 |         |         |         | 537,500 |  |
|             | 128 |         |         |         | 538,500 |  |
|             | 129 |         |         |         | 539,500 |  |
| 再<br>雇<br>用 |     | 242,600 | 293,600 | 315,300 | 397,300 |  |

|    |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|
| 職員 |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|

別表第3 (第5条関係) 一般職給料表

| 職員の<br>区分                  | 職務の級    | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級            | 5 級            | 6 級     |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|----------------|---------|
|                            | 号給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額           | 給料月額           | 給料月額    |
| 再雇<br>用職<br>員以<br>外の<br>職員 |         | 円       | 円       | 円       | 円              | 円              | 円       |
|                            | 1       | 163,900 | 185,300 | 217,200 | 258,600        | <u>275,700</u> | 306,600 |
|                            | 2       | 165,000 | 187,000 | 219,000 | 260,600        | <u>277,800</u> | 309,300 |
|                            | 3       | 166,100 | 188,700 | 220,800 | 262,600        | <u>279,900</u> | 312,000 |
|                            | 4       | 167,200 | 190,400 | 222,500 | 264,600        | <u>282,000</u> | 314,700 |
|                            | 5       | 168,500 | 192,000 | 224,200 | 266,500        | <u>283,900</u> | 317,300 |
|                            | 6       | 169,900 | 193,700 | 225,900 | 268,400        | <u>286,000</u> | 320,000 |
|                            | 7       | 171,200 | 195,400 | 227,600 | 270,300        | <u>288,100</u> | 322,800 |
|                            | 8       | 172,500 | 197,100 | 229,400 | 272,200        | <u>290,300</u> | 325,600 |
|                            | 9       | 173,600 | 198,600 | 231,200 | 274,100        | <u>292,500</u> | 328,300 |
|                            | 10      | 174,900 | 200,300 | 232,900 | 276,100        | <u>294,600</u> | 331,100 |
|                            | 11      | 176,200 | 201,900 | 234,600 | 278,100        | <u>296,600</u> | 333,900 |
|                            | 12      | 177,500 | 203,500 | 236,200 | 280,100        | <u>298,700</u> | 336,700 |
|                            | 13      | 179,000 | 205,100 | 237,800 | 281,900        | <u>300,600</u> | 339,500 |
|                            | 14      | 180,600 | 206,900 | 239,600 | 283,900        | <u>302,400</u> | 342,300 |
|                            | 15      | 182,200 | 208,700 | 241,400 | 285,900        | <u>304,200</u> | 345,000 |
|                            | 16      | 183,800 | 210,500 | 243,000 | 287,900        | <u>306,000</u> | 347,700 |
|                            | 17      | 185,300 | 212,100 | 244,700 | 289,800        | <u>307,700</u> | 350,400 |
|                            | 18      | 187,000 | 214,100 | 246,600 | 291,600        | <u>309,800</u> | 353,200 |
|                            | 19      | 188,700 | 216,100 | 248,500 | 293,400        | <u>311,900</u> | 355,900 |
|                            | 20      | 190,400 | 218,100 | 250,400 | 295,200        | <u>314,000</u> | 358,600 |
|                            | 21      | 192,000 | 220,100 | 252,300 | 297,100        | <u>316,000</u> | 361,300 |
|                            | 22      | 193,700 | 221,700 | 254,300 | 299,200        | <u>318,100</u> | 364,000 |
|                            | 23      | 195,400 | 223,300 | 256,300 | 301,300        | <u>320,100</u> | 366,500 |
|                            | 24      | 197,100 | 224,900 | 258,300 | 303,300        | <u>322,100</u> | 369,000 |
| 25                         | 198,600 | 226,400 | 260,100 | 305,200 | <u>324,200</u> | 371,300        |         |

|    |         |         |         |         |                |         |
|----|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| 26 | 200,300 | 227,800 | 261,900 | 307,100 | <u>326,400</u> | 373,900 |
| 27 | 201,900 | 229,300 | 263,700 | 309,100 | <u>328,600</u> | 376,500 |
| 28 | 203,500 | 230,800 | 265,500 | 311,100 | <u>330,800</u> | 379,100 |
| 29 | 205,100 | 232,300 | 267,300 | 313,100 | <u>332,900</u> | 381,500 |
| 30 | 206,900 | 233,900 | 269,300 | 315,000 | <u>335,000</u> | 384,000 |
| 31 | 208,700 | 235,500 | 271,300 | 317,000 | <u>337,200</u> | 386,500 |
| 32 | 210,500 | 237,100 | 273,300 | 318,900 | <u>339,400</u> | 388,900 |
| 33 | 212,100 | 238,700 | 275,100 | 320,800 | <u>341,200</u> | 391,300 |
| 34 | 213,000 | 240,500 | 277,000 | 322,800 | <u>343,200</u> | 393,800 |
| 35 | 213,900 | 242,300 | 279,000 | 324,700 | <u>345,100</u> | 396,200 |
| 36 | 214,800 | 244,000 | 280,900 | 326,600 | <u>347,000</u> | 398,500 |
| 37 | 215,800 | 245,700 | 282,700 | 328,500 | <u>348,800</u> | 400,600 |
| 38 | 216,600 | 247,400 | 284,500 | 330,500 | <u>350,600</u> | 402,600 |
| 39 | 217,400 | 249,100 | 286,200 | 332,400 | <u>352,400</u> | 404,600 |
| 40 | 218,200 | 250,800 | 288,000 | 334,300 | <u>354,200</u> | 406,600 |
| 41 | 218,900 | 252,400 | 289,800 | 336,200 | <u>355,900</u> | 408,600 |
| 42 | 219,900 | 253,800 | 291,600 | 338,200 | <u>357,700</u> | 410,700 |
| 43 | 220,900 | 255,200 | 293,300 | 340,100 | <u>359,400</u> | 412,700 |
| 44 | 221,900 | 256,600 | 295,000 | 342,000 | <u>361,100</u> | 414,600 |
| 45 | 222,700 | 257,900 | 296,700 | 343,800 | <u>362,900</u> | 416,200 |
| 46 | 223,700 | 259,800 | 298,600 | 345,400 | <u>364,500</u> | 418,100 |
| 47 | 224,700 | 261,700 | 300,400 | 347,000 | <u>366,000</u> | 420,100 |
| 48 | 225,700 | 263,600 | 302,200 | 348,500 | <u>367,500</u> | 422,000 |
| 49 | 226,600 | 265,400 | 304,100 | 350,000 | <u>369,000</u> | 423,800 |
| 50 | 227,600 | 267,200 | 306,000 | 351,300 | <u>370,600</u> | 425,500 |
| 51 | 228,600 | 269,100 | 307,900 | 352,500 | <u>372,100</u> | 427,200 |
| 52 | 229,600 | 271,000 | 309,700 | 353,700 | <u>373,700</u> | 428,900 |
| 53 | 230,600 | 273,000 | 311,600 | 354,900 | <u>375,300</u> | 430,600 |
| 54 | 231,400 | 275,000 | 313,500 | 356,000 | <u>376,700</u> | 431,500 |

|    |         |         |         |         |                |         |
|----|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| 55 | 232,200 | 276,900 | 315,300 | 357,000 | <u>378,100</u> | 432,400 |
| 56 | 233,000 | 278,800 | 317,100 | 358,100 | <u>379,400</u> | 433,200 |
| 57 | 233,800 | 280,700 | 319,000 | 359,100 | <u>380,600</u> | 433,900 |
| 58 | 234,500 | 282,300 | 320,900 | 360,300 | <u>381,600</u> | 434,800 |
| 59 | 235,200 | 283,900 | 322,800 | 361,400 | <u>382,600</u> | 435,600 |
| 60 | 236,000 | 285,400 | 324,700 | 362,500 | <u>383,600</u> | 436,500 |
| 61 | 236,700 | 286,900 | 326,600 | 363,600 | <u>384,500</u> | 437,200 |
| 62 | 237,400 | 288,400 | 328,400 | 364,400 | <u>385,400</u> | 438,000 |
| 63 | 238,200 | 289,900 | 330,100 | 365,100 | <u>386,300</u> | 438,800 |
| 64 | 238,900 | 291,400 | 331,800 | 365,800 | <u>387,200</u> | 439,600 |
| 65 | 239,600 | 292,900 | 333,400 | 366,500 | <u>387,900</u> | 440,400 |
| 66 | 240,300 | 294,600 | 334,500 | 367,100 | <u>388,500</u> | 441,200 |
| 67 | 241,000 | 296,300 | 335,500 | 367,700 | <u>389,200</u> | 442,000 |
| 68 | 241,800 | 297,900 | 336,500 | 368,300 | <u>389,900</u> | 442,800 |
| 69 | 242,500 | 299,600 | 337,600 | 368,900 | <u>390,500</u> | 443,400 |
| 70 | 243,100 | 301,200 | 338,500 | 369,500 | <u>391,100</u> | 443,800 |
| 71 | 243,800 | 302,800 | 339,400 | 370,000 | <u>391,800</u> | 444,300 |
| 72 | 244,500 | 304,300 | 340,300 | 370,500 | <u>392,500</u> | 444,800 |
| 73 | 245,200 | 305,600 | 341,000 | 371,000 | <u>393,100</u> | 445,400 |
| 74 | 245,800 | 306,800 | 341,800 | 371,500 | <u>393,700</u> | 446,000 |
| 75 | 246,300 | 308,200 | 342,600 | 372,000 | <u>394,400</u> | 446,600 |
| 76 | 246,800 | 309,600 | 343,400 | 372,500 | <u>395,100</u> | 446,900 |
| 77 | 247,300 | 311,000 | 344,200 | 373,000 | <u>395,700</u> | 447,200 |
| 78 | 247,800 | 312,400 | 344,800 | 373,500 | <u>396,300</u> | 447,700 |
| 79 | 248,200 | 313,800 | 345,400 | 374,000 | <u>397,000</u> | 448,200 |
| 80 | 248,600 | 315,000 | 345,900 | 374,500 | <u>397,600</u> | 448,600 |
| 81 | 249,000 | 316,100 | 346,500 | 375,000 | <u>398,300</u> | 449,000 |
| 82 | 249,500 | 317,100 | 347,000 | 375,500 | <u>399,000</u> | 449,400 |
| 83 | 250,000 | 318,100 | 347,500 | 376,000 | <u>399,500</u> | 449,900 |

|     |         |         |         |         |                |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| 84  | 250,400 | 319,000 | 348,000 | 376,400 | <u>400,100</u> | 450,400 |
| 85  | 250,800 | 319,800 | 348,500 | 376,800 | <u>400,700</u> | 450,800 |
| 86  | 251,300 | 320,500 | 348,900 | 377,200 | <u>401,300</u> | 451,200 |
| 87  | 251,800 | 321,200 | 349,200 | 377,600 | <u>402,000</u> | 451,600 |
| 88  | 252,300 | 321,800 | 349,500 | 378,000 | <u>402,600</u> | 452,000 |
| 89  | 252,700 | 322,500 | 349,800 | 378,400 | <u>403,300</u> | 452,400 |
| 90  | 253,200 | 323,200 | 350,100 | 378,800 | <u>403,900</u> | 452,800 |
| 91  | 253,700 | 323,800 | 350,400 | 379,200 | <u>404,500</u> | 453,200 |
| 92  | 254,200 | 324,300 | 350,700 | 379,500 | <u>405,000</u> | 453,600 |
| 93  | 254,600 | 324,900 | 351,000 | 379,800 | <u>405,500</u> | 453,900 |
| 94  |         | 325,400 | 351,300 | 380,200 | <u>406,000</u> | 454,600 |
| 95  |         | 325,900 | 351,600 | 380,600 | <u>406,500</u> | 455,300 |
| 96  |         | 326,400 | 351,900 | 380,900 | <u>407,000</u> | 456,000 |
| 97  |         | 326,900 | 352,200 | 381,200 | <u>407,500</u> | 456,800 |
| 98  |         | 327,400 | 352,400 | 381,600 | <u>407,900</u> | 457,600 |
| 99  |         | 327,900 | 352,700 | 382,000 | <u>408,300</u> | 458,400 |
| 100 |         | 328,400 | 353,000 | 382,300 | <u>408,700</u> | 459,200 |
| 101 |         | 328,900 | 353,200 | 382,600 | <u>409,200</u> | 460,100 |
| 102 |         |         | 353,500 | 383,000 | <u>409,600</u> |         |
| 103 |         |         | 353,800 | 383,300 | <u>410,000</u> |         |
| 104 |         |         | 354,000 | 383,600 | <u>410,400</u> |         |
| 105 |         |         | 354,200 | 383,900 | <u>410,800</u> |         |
| 106 |         |         | 354,500 | 384,200 | <u>411,200</u> |         |
| 107 |         |         | 354,800 | 384,500 | <u>411,600</u> |         |
| 108 |         |         | 355,000 | 384,800 | <u>412,000</u> |         |
| 109 |         |         | 355,200 | 385,000 | <u>412,300</u> |         |
| 110 |         |         | 355,500 | 385,300 | <u>412,700</u> |         |
| 111 |         |         | 355,700 | 385,600 | <u>413,100</u> |         |
| 112 |         |         | 355,900 | 385,800 | <u>413,500</u> |         |

|     |         |         |                |
|-----|---------|---------|----------------|
| 113 | 356,100 | 386,000 | <u>413,800</u> |
| 114 | 356,400 | 386,200 | <u>414,200</u> |
| 115 | 356,600 | 386,400 | <u>414,600</u> |
| 116 | 356,800 | 386,600 | <u>415,000</u> |
| 117 | 357,000 | 386,800 | <u>415,300</u> |
| 118 | 357,200 | 387,000 | <u>415,700</u> |
| 119 | 357,400 | 387,200 | <u>416,100</u> |
| 120 | 357,600 | 387,400 | <u>416,500</u> |
| 121 | 357,800 | 387,600 | <u>416,800</u> |
| 122 | 358,000 |         |                |
| 123 | 358,200 |         |                |
| 124 | 358,400 |         |                |
| 125 | 358,600 |         |                |
| 126 | 358,800 |         |                |
| 127 | 359,000 |         |                |
| 128 | 359,100 |         |                |
| 129 | 359,200 |         |                |
| 130 | 359,400 |         |                |
| 131 | 359,600 |         |                |
| 132 | 359,700 |         |                |
| 133 | 359,800 |         |                |
| 134 | 360,000 |         |                |
| 135 | 360,200 |         |                |
| 136 | 360,300 |         |                |
| 137 | 360,400 |         |                |
| 138 | 361,300 |         |                |
| 139 | 362,200 |         |                |
| 140 | 363,100 |         |                |



|       |     |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 141 |         |         | 364,000 |         |         |         |
|       | 142 |         |         | 364,900 |         |         |         |
|       | 143 |         |         | 365,800 |         |         |         |
|       | 144 |         |         | 366,700 |         |         |         |
|       | 145 |         |         | 367,600 |         |         |         |
|       | 146 |         |         | 368,500 |         |         |         |
|       | 147 |         |         | 369,400 |         |         |         |
|       | 148 |         |         | 370,300 |         |         |         |
|       | 149 |         |         | 371,200 |         |         |         |
|       | 150 |         |         | 372,100 |         |         |         |
|       | 151 |         |         | 373,000 |         |         |         |
|       | 152 |         |         | 373,900 |         |         |         |
|       | 153 |         |         | 374,800 |         |         |         |
|       | 154 |         |         | 375,700 |         |         |         |
|       | 155 |         |         | 376,600 |         |         |         |
|       | 156 |         |         | 377,500 |         |         |         |
|       | 157 |         |         | 378,400 |         |         |         |
|       | 158 |         |         | 379,300 |         |         |         |
|       | 159 |         |         | 380,200 |         |         |         |
|       | 160 |         |         | 381,100 |         |         |         |
| 再雇用職員 |     | 184,500 | 207,300 | 253,600 | 287,200 | 304,500 | 328,100 |